

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年12月1日

支出負担行為担当官

沖縄総合事務局開発建設部長 浦辺 信一

◎調達機関番号 007 ◎所在地番号 47

1 工事概要

- (1) 品目分類番号 41
- (2) 工事名 那覇港（泊ふ頭地区）港湾施設用地（-9.0m）（耐震）築造工事（電子入札対象案件）
- (3) 工事場所 沖縄県那覇市若狭地先
- (4) 工事内容 本體工（鋼管杭工、ジャケット製作・据付工）、上部工、撤去工、付帯工
- (5) 工期 契約締結日の翌日から平成24年3月31日まで。
- (6) 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実

に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。

- (7) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後 V E 方式の試行工事である。
- (8) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (9) 本工事は、提出資料、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。
- (10) 本工事は、入札時に工事費内訳書の提出を義務付ける試行工事である。
- (11) 本工事は原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とし、それま

でに落札者が不在ときは、予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。

(12) 本工事は、入札説明書、図面等の電子的な提供(ダウンロード)を行う試行工事である。

(13) 本工事は、競争参加資格を有すると認められたものに対し、見積参考資料を開示する試行工事である。

2 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格業者等(以下「単体」という)又は、次に掲げる条件をすべて満たしている2者又は3者により構成されている異工種建設工事共同企業体(以下「異工種JV」という。)であって、沖縄総合事務局開発建設部長が別途公示する手続に従い、異工種JVとして資格の認定を受けた者であること。

(1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 沖縄総合事務局における港湾土木工事又は

港湾等鋼構造物工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 沖縄総合事務局における一般競争参加資格の認定の際に客観的事項(共通事項)について算定した点数(経営事項評価点数)が2.(6)に示す点数以上の者であること。なお、異工種JVの組合せを3者とする場合2.(6)4)に記載する工種を担当する構成員については代表者になることはできない。

- (5) 技術提案（標準案）が適正であること。
- (6) 平成7年度以降に、次の1)～4)に掲げる工事を元請けとして施工した実績を有すること。

（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）

なお、当該実績が沖縄総合事務局開発建設部及び国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

- 1) 単体有資格業者にあつては、下記7-1.1または1.2いずれかの工事および、7-2に示す工事の施工実績を有すると共に下記イに示す客観点数を有すること。

7-1.1 300t／基以上のジャケット式海上
構造物を製作・据付した工事

7-1.2 $\phi 900\text{mm}$ 以上の鋼管杭又は鋼管矢板

を作業船を用いて打設した工事かつ、
300t／基以上の鋼橋上部を製作かつ作
業船を用いて据付した工事。（なお、
鋼管工と鋼橋上部工は別件工事でもよ
いものとする。）

上記7-1.1又は7-1.2はいずれかの実績
を有すればよい。

7-2 プレキャスト部材（上部床版・ケー
ソン・L型ブロック・セルラーブロッ
クの鉄筋構造物）を製作した工事

上記7-1～2は、別件工事でもよいもの
とするが、両方の実績を有すること。

イ 港湾土木工事の客観点数が1,200点以
上かつ港湾等鋼構造物工事の客観点数が
1,100点以上の者であること。

2) 異工種JVの構成員のうち、共通工、本
体工（ジャケット製作除く）、上部工（上
部床版製作及びピット蓋製作を除く）、撤
去工、付帯工を担当する者にあたっては、
下記7-1または2いずれかの工事の施工実績

を有すると共に下記イに示す客観点数を有すること。

7-1 300t／基以上のジャケット式海上
構造物を据付した工事

7-2 φ 900mm以上の鋼管杭又は鋼管矢板を
作業船を用いて打設した工事かつ、
300t／基以上の鋼橋上部を作業船を用
いて据付した工事。（なお、鋼管工と
鋼橋上部工は別件工事でもよいものと
する。）

上記7-1又は7-2はいずれかの実績を有
すればよい。

イ 港湾土木工事の客観点数が1,200点以
上の者であること。

3) 異工種 J V の構成員のうち、本体工（ジ
ャケット製作）を担当する者にあたっては、
下記7-1または2いずれかの工事の施工実績
を有すると共に下記イに示す客観点数を有す
ること。

7-1 300t／基以上のジャケット式海上構

造物を製作した工事

7-2 300t／基以上の鋼橋上部を製作した 工事

上記7-1又は7-2はいずれかの実績を有すればよい。

イ 港湾等鋼構造物工事の客観点数が1,100点以上の者であること。

- 4) 異工種 J V の構成員のうち、上部工（床版製作及びピット蓋製作）を担当する者にあたっては、下記7に示す工事の施工実績を有すると共に下記イに示す客観点数を有すること。

7 プレキャスト部材（上部床版・ケーソン・L型ブロック・セルラブロックの鉄筋構造物）を製作した工事

イ 港湾土木工事の客観点数が1,200点以上の者であること。

- (7) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

なお、異工種 J V の場合は全構成員が必ず

1名以上配置しなければならない。また、配置予定技術者が、現在他の工事に従事している場合、契約締結時に当該工事に専任で配置できること。

- 1) 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
- 2) 平成7年度以降に、上記(6)に掲げる工事の現場に従事した経験を有する者であること。(共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。)

なお、工事の経験が沖縄総合事務局開発建設部及び国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る工事の経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

- 3) 配置予定監理技術者にあっては、監理技

術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

4) 配置予定の技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が原則として3ヶ月以上継続してあること。

(8) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に沖縄総合事務局長から「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和60年8月6日付け総会計第642号)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(9) 上記1.(2)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(入札説明書参照。)

(11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとし

て、沖縄総合事務局発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(12) 沖縄総合事務局開発建設部（港湾・空港関係）発注工事で当該工種における過去２年度の工事成績評定点の平均点が２年連続で60点未満でないこと。

(13) 競争入札に参加しようとする者は、契約保証を予約する金融機関等の契約保証予約証書を提出しなければならない。

3 総合評価に関する事項

(1) 入札の評価に関する基準

総合評価に関する評価項目は次のとおりとし、詳細については、入札説明書による。

1) 配置予定技術者の能力及び企業の創意工夫に対する技術力（技術提案）について評価する。

2) 施工体制の評価として、「品質確保の実効性」、「施工体制確保の確実性」を評価する。

(2) 総合評価の方法

1) 基礎点

競争参加資格が認められた者のうち入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められた場合には基礎点として100点を与える。

2) 加算点

加算点については入札説明書による。

3) 施工体制評価点

入札説明書の評価基準に基づき、施工体制評価点を与える。

なお、施工体制評価点の最高点は30点(品質確保の実効性15点、施工体制確保の確実性15点)とする。

4) 加算点に係る確実性の評価(見直し加算点)

加算点の内容と施工体制の審査結果は、当該施工計画が確実に実現できる程度に関連することから、企業の基礎技術力及び企業の信頼性・社会性における評価結果に施工体制評価点の割合を乗じた数値とする。

(入札説明書参照)

5) 総合評価

価格及び技術資料等に係わる総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、1)、3)及び4)により得られる基礎点、施工体制評価点及び見直し加算点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値(以下「評価値」という。)をもって行う。

(3) ヒアリングの実施(施工体制の審査)

入札参加者のうち、その申込みに係る価格が予決令第85条に基づく調査基準価格(入札説明書の別紙を参照のこと。)に満たない者については、どのように施工体制を構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、開札後速やかに、ヒアリングを実施する。また、併せて、調査基準価格を超える者についてもヒアリング(電話での確認行為)を実施する。

1) 日 時： 平成23年3月17日

2) 場 所： 沖縄県那覇市おもろまち

2丁目1番1号 那覇第2
合同庁舎2号館 3階 沖
縄総合事務局 業務打合せ
室

3) 資料の提出： 入札参加者のうち、その
申込みに係る価格が予決令
第85条に基づく調査基準価
格に満たない者に対しては、
ヒアリングのための追加資
料の提出を求める。

4) そ の 他： 入札参加者別のヒアリン
グについては、追って連絡
する。ヒアリングへの出席
者には、配置予定技術者を
必ず含め、資料の説明が可
能な者をあわせ、最大で3
名以内とする。

追加資料(入札説明書参
照)の提出がない場合、ヒア
リングに応じない場合（辞

退含む）及び配置予定技術者が出席しない場合（ただし、天災、事故、病気等、特別な場合を除く。）は、入札に関する条件に違反した入札として無効とする。

(4) 落札者の決定方法

次の要件に該当する者のうち、(2)5)によって得られる評価値の最も高い者を落札者とする。なお、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

- 1) 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。
- 2) 評価値が基礎点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。
- 3) 提出した施工計画及び入札価格に基づき、本工事を確実に実現できること。（以下「要

求要件」という。)

(5) 評価内容の担保

施工計画に記載した内容について、実際の施工に際しては受注者の責により技術提案内容を満足できない場合は工事成績評定点を減じる措置を行う。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 沖縄総合事務局開発建設部管理課契約第二係 電話098-866-0031(内線2528)

(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

入札説明書を電子入札システムにより交付する。(電子入札システムの調達案件一覧表中、本案件の「掲載文書一覧」欄から、ダウンロードすること。)交付期間は、平成22年12月2日から平成23年2月28日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時00分から午後5時15分まで。

ただし、やむ得ない事由により、書面による交付を希望する場合、上記 4 (1)にて交付するので、あらかじめ連絡すること。

なお、希望者には、郵送等による交付も行うので申し出ること。この場合において、送料は希望者の負担とする。

(3) 申請書、資料及び技術提案資料の提出期間、場所及び方法

電子入札システムにより提出を行う場合は、平成22年12月2日から平成22年12月24日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時00分から午後5時15分まで。ただし、申請書、資料及び技術提案資料が3MBを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。

なお、発注者の承諾を得て紙入札方式にて行う場合は、上記 4 (1)に持参又は郵送(書留郵便に限る。)することとし、持参する場合は、平成22年12月2日から平成22年12月24日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時00分から午後5時15分までとし、郵送の場合

は上記期間内に必着させること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式にて行う場合は、紙により持参又は郵送(書留郵便に限る。)すること。

- 1) 電子入札システムによる入札の締め切りは、平成23年3月1日午前10時00分。
- 2) 紙により持参の場合には、平成23年3月1日午前10時00分までに上記4(1)へ持参すること。
- 3) 郵送による入札書の受領期限は、平成23年3月1日午前10時00分までの必着とする(書留郵便に限る)。郵送先は、上記4(1)と同じ。
- 4) 開札は、平成23年3月2日午前10時00分から沖縄総合事務局開発建設部入札室にて行う。
- 5) 入札保証金の納付等に係る書類の提出期

間、場所及び方法

平成23年1月31日（月）から平成23年3月1日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時15分まで。

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 沖縄総合事務局 開発建設部 管理課 契約第二係

電話098-866-0031（内線2528）

持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は、託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

6) 技術提案等の採否に関する問い合わせ

入札参加者は、技術提案等の採否の通知に関し、説明を求めることができる。なお、詳細は入札説明書による。

5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

1) 入札保証金 納付(保管金の取扱店 日本銀行那覇支店)。ただし、利付国債の提供(保管有価証券の取扱店 日本銀行那覇支店)又は銀行等の保証(取扱官庁 沖縄総合事務局開発建設部)をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

2) 契約保証金 納付(保管金の取扱店 日本銀行那覇支店)。ただし、利付国債の提供(保管有価証券の取扱店 日本銀行那覇支店)又は金融機関若しくは保証事業会社の保証(取扱官庁 沖縄総合事務局開発建設部)をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽

の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (4) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で、上記 3 (4)に定める方法に従い、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、上記 3 (4)に定める方法によって算出された評価値をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする(入札説明書を参照のこと)。

- (5) 配置予定技術者の確認 落札者決定後、C

O R I N S 等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。

- (6) 専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者の配置を求める。また、この場合、監理技術者と現場代理人との兼務も認めないものとする。(入札説明書参照。)
- (7) 手続における交渉の有無 無。
- (8) 契約書作成の要否 要。
- (9) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。
- (10) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 4 (1)の担当部局に同じ。
- (11) 契約締結後の V E 提案

契約締結後、請負者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減させることを可能とする施工方法等(以下「契約後V E提案」という。)に係る設計図書の変更について、発注者に提案する事ができる。契約後V E提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。

- (12) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加 上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4(3)により申請書、資料及び技術提案資料を提出することができるが、競争に参加するためには開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

- (13) 本案件は、提出資料、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細

は入札説明書による。

(14) 詳細は入札説明書による。

6 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity : shinichi urabe, Director of the Development Construction Department, Okinawa General Bureau, Cabinet Office.
- (2) Classification of the services to be procured : 41
- (3) Subject matter of the contract : Construction works of the earthquake-proof L-and for port facilities (-9.0m) at Tomari area, port of Naha.
- (4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 5:15 P.M. 24 December 2010.
- (5) Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 10:00

A.M. 1 March 2011. (tenders brought with
10:00 A.M. 1 March 2011 or submitted by
registered mail 10:00 A.M. 1 March 2011)

- (6) Contact point for tender documentation
: Administration Division, Development
Construction Department, Okinawa General
Bureau, Cabinet Office, 2-1-1 Omoromachi,
Naha-city, Okinawa-prefecture, 900-0006
Japan, TEL 098-866-0031(ex.2528)